

危機管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）における危機の適切な管理、対応に関して必要な事項を定め、かかる危機の防止および損失の最小化を図ると共に、本協会事業の円滑、効率的、永続的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本規程は、「本協会関係者」全てに適用されるものとする。

2 本協会関係者は以下に定める者とする。

- （1） 評議員、理事、監事、グループシニアダイレクターおよびアシスタントダイレクター等の役職者（本協会との間に雇用契約の存しない者を含む）ならびに事務局の職員
- （2） 委員会委員、部員等
- （3） 加盟団体、準加盟団体の評議員、理事、その他役職員および職員
- （4） 本協会登録システム（以下「MRS」という。）に登録された団体、指導者、審判員、判定員等資格保有者または選手個人等
- （5） 本協会が主催する事業に従事する者

（定義）

第3条 本規定において「危機」とは、本協会に対して物理的、経済的または信用上の不利益や損失を生じさせる全ての可能性を指す。

2 危機は、次の様に顕在化する。

- （1） 信用の危機 : 不全な公益活動や欠陥のある情報の提供、法令に反する行動、八百長の発生等による信用低下
- （2） 財政の危機 : 収入の減少や資金の運用失敗等による財政の悪化
- （3） 人的危機 : 本協会の役員および職員（以下「役職員」という。）の不正、労使関係の悪化、役員間の内紛や代表理事の継承者問題等
- （4） 事故災害の危機 : 自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生
- （5） 外的危機 : 外部からの危機および反社会的勢力からの不法な攻撃等
- （6） 情報漏洩の危機 : 本協会、本協会管理の個人情報漏洩による信用失墜、本協会等への攻撃等
- （7） その他の危機 : 上記（1）～（6）に準ずる事案の発生

第2章 本協会関係者の債務

（基本的債務）

第4条 本協会関係者は、業務の遂行に当たって、法令、定款および本協会が定める規程、危機管理に関するルールおよび各種マニュアルを遵守しなければならない。

（危機に対する措置）

第5条 本協会関係者は、具体的危機を積極的に予見し、適切に評価する。また、本協会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

2 本協会関係者は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、上位者または上部団体対し当該業務において予見される具体的危機を進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

（具体的危機発生時の対応）

第6条 本協会関係者は、具体的危機が発生した場合には、これに伴い生じる本協会の損失または不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

2 本協会関係者は、具体的な危機発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従わなければならない。

3 本協会関係者は、具体的危機に起因する新たな危機に備え、前条の措置を講ずるものとする。

（具体的危機処理後の報告）

第7条 本協会関係者は、具体的危機に処理が完了した場合、処理の経過および結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 本協会関係者は、口頭または文書により他の団体、取引先、個人などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的危機につながる恐れがある事を意識し、直ちに上位者に報告し、指示を求めるものとする。

2 上位者は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係者と協議の上慎重に対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 本協会関係者は、対外文書の作成に当たっては常に危機管理を意識し上位者の指示に従うとともに、その内容が第2項第1号の信用の危機を招くものでないことを確認しなければならない。

（守秘義務）

第10条 本協会関係者は、本協会の危機管理に関する計画・システム・措置

等を立案および実施する過程において知り得た情報を組織の内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 危機管理検討会および教育、訓練

（危機管理検討会の設置）

第11条 危機の適切な管理および対応のため、本協会の事務局内にて危機管理検討会（以下「検討会」という。）を設置し、構成は次のとおりとする。

【危機管理検討会構成】

- ・リーダー：専務理事または事務局長
- ・サブリーダー：リーダーが指名した者
- ・メンバー：事務局長、各グループシニアダイレクターおよびリーダーが必要に応じ指名した者（外部有識者を含む）
- ・幹事：企画推進チーム

2 リーダーは、原則として、1年に1回以上検討会を開催することとする。

（危機管理検討会の実施事項）

第12条 検討会は、次の実施事項を行う。

- （1）危機の抽出および分析、評価
- （2）危機管理に必要な情報収集および役職員との共有
- （3）危機の顕在化未然防止、緊急連絡体制の構築、顕在化時対応策等の作成
- （4）危機および緊急事態に関する教育、研修会の実施
- （5）顕在化した危機につき、初動対応を含む迅速かつ適切な管理、利益の最大化、損失の最小化等対応策の検討および実施
- （6）実施して危機への対策、緊急時対策の分析、評価および改善策の検討
- （7）その他、危機管理および緊急事態対応に必要なこと

2 リーダーは、原則として、1年に1回以上理事会に危機管理に関して報告する。

（教育・訓練）

第13条 リーダーは、役職員がリスク管理の考え方を理解し、リスクが顕在化した場合の連絡通報、初動対応、拡大防止、また、緊急時対応が円滑かつ混乱なく実施できるよう、役職員に教育訓練を行う。

2 教育訓練は、少なくとも1年に1回以上実施する。なお、リスクの顕在化が急迫している場合には、可及的速やかに追加実施する。

第4章 緊急事態への対応

（緊急事態への対応）

第14条 第3条第1項第5号の外的危機による具体的危機等が発生し、本協会の対応が必要である場合（以下「緊急事態」という）は、会長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

- 2 大会運営時は、運営本部である大会役員（大会実行委員長、競技委員長、審判委員長等）が現場における緊急対策本部として対応するものとする。

（緊急事態の範囲）

第15条 緊急事態とは、次に掲げる危機の顕在化により、本協会関係者にもたらされる緊迫の事態をいう。

（1）自然災害、戦争、感染症等

- ① 地震や津波による災害
- ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害
- ③ 日本を脅かす戦争や紛争、テロ行為
- ④ パンデミックレベルの感染症

（2）事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② 本協会の活動またはバレーボールに起因する重大な事故
- ③ 本協会関係者にかかる重大な人身事故

（3）犯罪

- ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫およびサイバーテロ等によるコンピューター、サーバー等への攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- ② 本協会の事業（大会、講習会等）に対する外部からの不法な攻撃
- ③ 本協会関係者の法令違反、背任・横領等の不祥事およびそれらの摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- ④ 本協会の事業における八百長の発覚等重大な事件による信用失墜

（4）個人情報流出

（5）その他上記に準ずる本協会の経営および運営上の緊急事態

（緊急事態の通報）

第16条 緊急事態の発生を予見または認知した本協会関係者は、速やかに定めた通報体制に基づき、通報しなければならない。（※1）

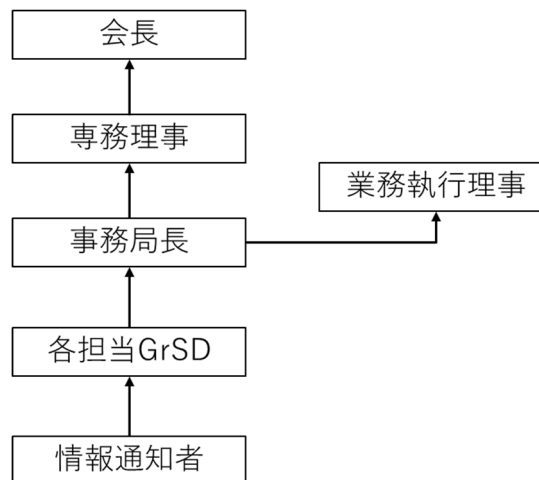
- 2 通報は、原則として通報体制に定められた経路によって行うものとする。

- 3 通報にあたっては、迅速さを最優先させる。したがって、通報体制の経路で直接通報先が不在の場合、またはその役職に該当者がいない場合はそれを越えて次の通報先へ通報することとする。また、きわめ

て緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機応変に対応する事を要する。

- 4 正確な情報を待つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。
- 5 業務推進グループシニアディレクターは、必要に応じ、会長の指示の下、関係機関および関係者に通報する。

※1：本協会の通報体制



（情報管理）

第17条 緊急事態発生時の通報を受けた専務理事または事務局長は、情報管理上の適切な指示を行う。

- 2 通報内容は、会長が公開の必要があると判断した場合を除き、関係者以外は秘匿とする。

（緊急事態の基本方針）

第18条 緊急事態発生時には、当該事態の発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。但し、次条に定める緊急事態対策室が設置されたときは、同室の指示に従い、対応するものとする。

- （1）人命救助、関係者の安全確保を最優先する。
- （2）被害の拡大、二次被害、事故の再発を防止する。
- （3）感染症の場合は、感染の拡大防止と再感染の防止を図る。
- （4）対応時に置いては環境破壊防止に最大限配慮する。
- （5）不祥事等の調査には当該機関と協力し、真実を明らかにする。
- （6）各号に関連する官公署へは速やかに連絡もしくは報告する。

（緊急事態対策室）

第19条 特定の緊急事態が発生した場合またはその発生が予見される場合

は、直ちに緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置するものとする。

（対策室の構成）

第20条 対策室の人事は、次のとおりとする。

- （1）室長：会長
- （2）リスク・マネジメントオフィサー：専務理事または事務局長
- （3）室員：グループシニアダイレクター、広報チームダイレクター
- （4）幹事：企画推進チームダイレクター

（対策室会議の開催）

第21条 対策室会議は、編成後直ちに招集し、室長またはリスク・マネジメントオフィサーおよび出席可能な者により開催する。この場合は、Webや電話会議も可とする。

（室長の代行）

第22条 室長が欠けたときまたは事故があるときは、リスク・マネジメントオフィサーがその職務を代行する。ともに欠けた場合は対策室で代行を決定のうえ対応にあたることとする。

（対策室の実施事項）

第23条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- （1）情報の収集・確認・分析・評価
- （2）応急処置の決定・指示
- （3）原因の研究および対策基本方針の決定
- （4）対外広報、対外連絡の内容・時期・窓口・方法の決定
- （5）本協会内連絡の内容・時期・方法の決定
- （6）本協会関係者への連絡の内容・時期・方法の決定
- （7）対策室からの指示・連絡ができないときの代替措置の決定
- （8）対策実施上の役割分担等の決定、対策実行の指示および実行の確認
- （9）実施した対策の分析・評価
- （10）その他、必須事項の決定

（本協会関係者への指示・命令）

第24条 対策室は、緊急事態を解決するにあたって、必要と認められるときは、本協会関係者も対して一定の行動を指示・命令する事ができる。

- 2 本協会関係者は、対策室からの指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

（報道機関への対応）

第25条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解消に支障を来さない範囲において、取材に応じる。

- 2 報道機関への対応は、専務理事または事務局長の職務とする。

(届出)

第 26 条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官公庁に届け出る。

2 所管官公庁への報告は、事務局長がこれを行う。

3 事務局長は、所管官公庁への届出の内容について、予め会長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第 27 条 対策室は、緊急事態に対して解決先を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無およびあった場合はその内容
- (5) 今後の対応方針
- (6) その他報告が必要と判断した事項

(対策室の解散)

第 28 条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したとき、対策室を解散する。

第 4 章 懲戒

(懲戒)

第 29 条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第 30 条 前条の懲戒処分の決定は、本協会のコンプライアンス規程に準ずる。

第 5 章 雑則

(緊急事態通報先一覧)

第31条 企画推進チームは、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

2 一覧表は、少なくとも6カ月に1回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

(改廃)

第32条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

1 本規程は、2024年9月13日より施行する。

2 本規程は、2026年1月28日より施行する。